

1 事前協議

- ## 2 申請

	港湾隣接地域と海岸保全区域が重複して指定されている場合	港湾隣接地域のみ指定されている場合
申 請 先	東京港建設事務所 高潮対策センター防災担当 所在地:江東区辰巳1-1-33 最寄駅:東京メトロ有楽町線辰巳駅 電 話:03(3521)3013	港湾局港湾経営部 経営課指導担当 所在地:新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第2本庁舎8階南 電 話:03(5320)5551
提出部数	正本1部、副本3部(計4部)	正本1部、副本2部(計3部)
提出書類	① 申 請 書 所定の様式 ② 添 付 図 書 目次、概要・位置図、添付図面(平面図・立面図・断面図・杭伏図・基礎梁伏図)、護岸建物関連図、排水系統図、護岸の現況写真(撮影位置図)、工程表、山留計画図、構造計算書、その他	

裏面へ続く。

3 許 可

申請書受理後、標準処理期間(20日間)で港湾経営部経営課指導担当から許可書を交付します。ただし、次に掲げる日数は、標準処理期間に算入しません。

- ① 東京都の休日に関する条例第1条に定める休日の日数
- ② 申請書又は添付書類の不備等により補正に要した日数

4 工事監督

許可後、次の表に示す担当の工事監督を受けて、工事を行ってください。

	港湾隣接地域と海岸保全区域が重複して指定されている場合	港湾隣接地域のみ指定されている場合
工事監督担当	東京港建設事務所 高潮対策センター維持保全担当 所在地:江東区辰巳1-1-33 最寄駅:東京メトロ有楽町線辰巳駅 電 話:03(3521)3026	東京港管理事務所 施設補修課工務担当 所在地:港区港南3-9-56 最寄駅:JR 品川駅発都バス港南四丁目 電 話:03(5463)0235

- (1) 工事開始前には、工事監督担当に**工事着手届**及び**施工計画書**(所定の様式)を提出してください。
- (2) 工事の内容によって、護岸の変位測定の許可条件が付される場合がありますが、測定方法については、工事監督員の指示に従ってください。
- (3) 工事内容又は工事期間等を変更する必要がある場合には、速やかに工事監督員に報告し、その指示に従ってください。
- (4) 工事が終了したら、速やかに工事監督担当に**工事完了届**(所定の様式)を提出し、完了検査を受けてください。

 東京都港湾局公式 HP より、規制内容や港湾隣接地域の指定状況を確認いただけます。

URL <http://www.kouwan.metro.tokyo.jp/jigyو/faq/kisei/kouwan/>

(問合せ先)

東京都港湾局港湾経営部経営課指導担当

所在地:新宿区西新宿2-8-1

東京都庁第2本庁舎8階南

電 話:03(5320)5551